［削る］

２　第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一　略］

二　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨

３　第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二　監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が監査の対象となった財務諸表に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ　実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となった財務諸表が不適正である理由

４　第一項第一号ハに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

三　監査の基準は監査を実施した会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

五　監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六　監査手続の選択及び適用は監査を実施した会計監査人の判断によること。

七　財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

５　第一項第一号ニに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一　同上］

二　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

［新設］